

入札参加者各位

平川市総務部管財課

事後審査型条件付き一般競争入札の導入について

条件付き一般競争入札の対象拡大に伴い、入札参加者の事務負担軽減と入札事務の効率化を図るため、平成31年4月1日より事後審査型条件付き一般競争入札を導入します。

1. 「事後審査型条件付き一般競争入札」とは

これまで入札参加申請書の提出時に行っていた入札参加資格審査を入札後に行う方式です。

この場合の資格審査は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を定めている場合にあつては最低制限価格未満の入札をした者を除く。以下「落札候補者」という。）を対象に行い、落札候補者が入札参加資格を満たしていれば落札者と決定します。

落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合は、その入札を無効とし、次順位者の資格審査を同様に行います。

これまで	事後審査型
入札参加希望者の資格審査は、入札の前に実施	開札の結果、落札候補者だけが後日資格審査を受ける
↓	↓
入札参加希望者すべてが審査書類を提出する	その他の参加者は審査書類の提出不要

2. 事後審査型条件付き一般競争入札の対象となる入札について

平成31年4月1日以降に公告する建設工事、建設関連業務（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務）に係る原則すべての条件付き一般競争入札を対象とします。

なお、高額案件等の場合においては、これまで同様の入札前に参加希望者すべてについて資格審査を行う条件付き一般競争入札を行うことがあります。

対象となる案件は、公告において、事後審査型条件付き一般競争入札であることを明記します。

3. 入札結果の公表について

入札結果のホームページへの掲載は、落札候補者の資格審査が終了し、落札者が決定してから行います。

4. 入札公告後の流れ

